

台北帝国大学と植民地近代性の法学*

王 泰升**

序 問題意識及び用語

本稿でいう「法学」とは、近代西欧が個人主義、自由主義に基づいて構築した近代的(modern)意味での法律体系である。特に法規範の制定、解釈、適用等を研究する関連学問が重要であり、法学の概念及び知識体系は特定の法律体系と不可分の関係を持つ。このような「近代的意味での法学」は「近代法学」とも称しうる。この定義に基づくならば、1895年に日本による統治が始まる以前には、台湾には近代法学はほとんど存在しなかった。日本は明治維新以降、西洋式すなわち近代法律体系及び法学を取り入れており、台湾を統治するにあたって、すでに西洋化された日本の近代法体系を台湾社会に導入するとともに¹、近代法学をも持ち込んだのである。

では、1895年以降の台湾では、帝国日本の植民地法制の下で、いったいどのような内容の法学が発展したのか。このような背景について一定の理解がなければ、本稿の問題を追究出来ない。1928年に創立され、台湾における初めての近代的大学となった台北帝国大学には、どのような法学教育機関が設置されたのか。また、そこではどのような特色を持った法学知識が構築されたのだろうか。

まず、日本統治下の台湾におけるエスニック・グループ(族群)について、本稿の用語とも関わるので説明を加える。第一グループは、当時、圧倒的多数(総人口の90-95%)を占め、法的には「本島人」とされたいわゆる「台湾人」で、これには漢民族系移民(福佬、客家の両漢民族グループを含む)及び漢民族化した先住民である平埔族が含まれる。第二グループは、漢民族化していない先住民で、法的には「生蕃」「蕃人」「高砂族」と称される高山族先住民であり、人口は甚だ少なく総人口の2.5-3.7%であった。第三グループは、総人口のわずか1.3-6.0%に過ぎなかったが、政治的または社会的に優位にあった法律上の「内地人」、すなわち台湾で植民地統治者側に属した「日本人」である²。日本統治期、最初に台湾に出現した近代法学は、まさしくこの台湾で植民地統治を行った日本

* 本論文の関連文献収集と初期の整理を行ってくださった台大法律学院博士課程の黄唯玲さん、参考文献の再チェックと論点に関するヒントを与えてくださった京都大学法学博士・国立清華大学科技法律研究助教授である陳宛好さんに感謝いたします。

** 国立台湾大学法律学院教授、中央研究院台史所法律所共同研究員。

¹ 日本帝国内地の法制度がすべて台湾で施行されていたわけではなかった。時代別に、どのような範囲で西洋化された法律制度が台湾で施行されたのかについては、王泰升『台湾日治時期的法律改革』(台北：聯経、1999年)、63-127頁。同書日本語版：王泰升著、後藤武秀・宮畑加奈子訳『日本統治時期台湾の法改革』(東京：東洋大学アジア文化研究所、2010年)を参照。

² 姉齒松平『本島人ノミニ関スル親族法並相統法ノ大要』(台北：台法月報発行所、1938年)、7、11頁。陳紹馨『台湾の人口変遷と社会変遷』(台北：聯経、1979年)、96-97頁。

人により導入されたものであった。

1 台北帝大設立以前の台湾法学の変遷

(1) 植民地台湾における旧慣法学の台頭

近代ヨーロッパ大陸法を主要な成文法典の内容とする「母国」日本（法律上は「内地」）とは異なり、帝国日本の中で西洋人のいう「植民地」としての位置を占めた台湾においては、「旧慣尊重」の法制度が採用された。日本統治初期に台湾人が武装抵抗したことから、明治政府は、民族文化上日本人と台湾人には大きなギャップがあることを認識した。このため、法律上「新附の領土」あるいは「外地」と称される台湾を、西洋列強の植民地統治経験を参考としながら統治するほうがよいと考えた。統治権力である政府組織とその運営、刑事制裁等については、統治にとって不利な部分を除き、すでに日本全国で施行されていた近代法制が植民地台湾にも実施されることになった。これに対して、私法領域に属する民商事項については、被植民者の全面的な抵抗を受けることを避けるため、原則的には被植民者自身の慣習規範により、統治上必要とする場合に限って強制介入することとした³。

このため、1922年12月31日までの日本統治前期、植民地台湾における民商事項には「複数の法制度」が採用されることとなった。すなわち、在台日本人及び外国人（中国人を除く）には1898年7月16日施行の日本民法典及び翌年施行の商法典が適用され、台湾人と中国人のみが関与する民商事項には「旧慣」が適用された。ただし、土地の権利については、たとえ日本人や外国人が関与したとしても、日本民法の物権編によらず、旧慣によるとされ、場合によって旧慣に優先する民事特別法（たとえば1905年「台湾土地登記規則」）が適用された。実定法における「旧慣」の内容は、司法・行政機関によりケースごとに判断されたため、台湾の「慣習法」は相当程度「判例法」の形で構築されていた。また、行政と司法を区別しない台湾人の「旧慣」がある程度継続されており、1904年に正式に確立した地方行政機関（調停官）が強制的に行う民事争訟調停制度、及び地方行政機関（警察官）が軽犯罪の裁断を行う犯罪即決制度等は、日本内地にはない手続きであり、日本統治の終焉まで続いた⁴。

だが、台湾で統治を行う日本官僚の便宜のためであろうと、あるいは近代化された日本国家法制にあわせるためであろうと、また台湾人を日本民族へ同化させるという政治的目標を達成するためであろうと、何れの目的であるにかかわらず、上述した「旧慣」は、すでにヨーロッパ大陸から継受した「全国の国民に一律に適用される」日本法学により解釈されねばならなかった。このため、以下に述べるような「旧慣法学」が発展することとなった。旧慣法学は、1899年12月、児玉源太郎総督と後藤新平民政長官が京都帝国大

³ 王泰升、前掲注1、64-79、92-102頁を参照。

⁴ 詳しくは、王泰升『台湾法律史概論』（台北：元照、三版2009年）、213-217、277-282、291頁を参照。英米判例法に類似した方法によった台湾における慣習法の構築については、王泰升、前掲注1、312-315頁を参照。

学教授・岡松参太郎を招き、旧慣調査事業を主導させたことに始まる⁵。1901年10月、勅令第169号により「臨時台湾旧慣調査会」（以下「旧慣調査会」と略称）が設置され、ドイツの法学博士号を有する岡松が調査を主導することとなった。1900年、岡松は台北地域で行われた土地慣習調査に基づき、『台湾旧慣制度調査一斑』をまとめた。この本は、旧慣調査のモデルとして参考のため台湾各地の行政機関に配布されたのみならず、英訳されて国際学界にも配られた⁶。これを基礎として、旧慣調査会は1901年から次々に調査報告書「台湾私法」を出版した。そして、1909年には総まとめとして、俗に『台湾私法』と称される第三回報告書が、10年を費やした旧慣研究の成果として出版された⁷。

(2) 「植民地近代性」が見てとれる旧慣法学

いわゆる「旧慣」とは、岡松によると、旧政府時代に施行された法律、すなわち清朝統治期の台湾における慣習であって、近代法の視点から見て法的意義があるもののことである。ただし、日本統治期の国法によって公序良俗に反すると認められた旧慣は無効とされた⁸。つまり、岡松が調査しようとしたのは、台湾の漢族社会に清朝統治期から存続し、日本統治の初期においても「生ける法 (living law)」として存在していた「固有法」であった。

こうした台湾漢族の固有法は、実は近代ヨーロッパ大陸の法学概念に基づき解釈された産物である。岡松が述べたように、旧慣調査事業の目的は「一ハ以テ台湾旧慣ノ實際ヲ查明シ行政及司法上目前ノ需要ニ応シ施設ノ資料ヲ供スルヲ目的トスルト雖モ、一ハ以テ支那法制ノ根本的研究ヲ遂ケ学理的編述ヲ了シ以テ他日台湾立法ノ基礎ヲ作ル目的トス」⁹ることにあつた。このため、「旧慣」をめぐる知識は、帝国全体の法律体系と調和するものでなければならなかった。そして、行政及び司法においては、ヨーロッパ大陸法概念にいう「旧慣」の中から普遍的適用性がある「ルール (rule)」を見出し、行政（例えば土地調査）あるいは司法（例えば民事訴訟）上の案件の事実に応用し、該当案件の法的判断を得るという3つの段階を踏むことになった。また立法においては、「旧慣」から発見される一般的規範を成文化／法典化したのである。

このような「旧慣法学」には、実は学術性と政治性の両面が存在する。『台湾私法』が出版されて間もない1912年、かの有名な法学者である穂積重遠は、同書を実に台湾私法大全とも称すべきものと評し、また、福田徳三博士も、同書は高度な学術的著作であり、私法学・法制史学、ひいては中国社会史あるいは経済史研究者の参考に供するに値する

⁵ 山根幸夫「臨時台湾旧慣調査会の成果」同『論集 近代中国と日本』（東京：山川出版社、1976年）、80頁を参照。鄭政誠『台湾大調査：臨時台湾旧慣調査会之研究』（台北：博陽、2005年）、87頁。

⁶ 井出季和太『台湾治績志』（台北：台湾日日新報社、1937年、1997年南天復刻版）、415頁、鄭政誠、同前注、98-99頁を参照。同書の英訳書は、*Provisional Report on Investigation of Law and Customs in the Island of Formosa* である。

⁷ 臨時台湾旧慣調査会編『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第三回報告書 台湾私法』第一巻上（台北：臨時台湾旧慣調査会、1909年）、2-5頁、山根幸夫、前掲注5、89-90頁を参照。

⁸ 岡松参太郎「台湾現時の法律」（『台湾慣習記事』3巻1号、1903年1月）、7-9頁、臨時台湾旧慣調査会編、同前注、48-49頁。

⁹ 岡松参太郎「叙言」、臨時台湾旧慣調査会編、同前注、1頁。

と評価した¹⁰。日露戦争後、日本が中国の東北で行った「満洲旧慣調査」は、概ね岡松が台湾で行った旧慣法学に従ったものである¹¹。しかし一方で、第二次世界大戦中、中国で行った「華北農村慣行調査」においては、行政・司法あるいは立法上・法律上の慣習に準拠するという政策的要求がなかったため、主導者である末弘巖太郎博士は法社会学の視点から中国民衆の法意識や社会生活の実態を探求した。

ともあれ、岡松が西欧型の法律概念を伝統的な中国の法体系に属する慣習に無理に適用したことに対して、戦後 1958 年、福島正夫は不適切だと批判した¹²。実は、当時岡松自身もこの方法論の問題を意識していた。しかし、日本がすでにヨーロッパ大陸法に基づいて法制度を構築した以上、ドイツがローマ法概念と理論でゲルマン固有法を説明したように、ヨーロッパ大陸法概念により台湾固有の制度と概念を説明せざるを得ないと考えていたのである¹³。つまり、岡松は当時日本の法学界において盛んであったドイツの概念法学に基づき旧慣調査に着手したのだが、この調査は台湾の司法・行政・立法において「旧慣」を用いるという植民地統治政策に必要な不可欠なものであることをも理解していたのである¹⁴。より直截に言えば、近代法学の導入は実は植民地統治と深く関連しており、旧慣法学は、まさしくその「植民地近代性 (colonial modernity)」の特質を現していたと言えるのである。

旧慣法学に参与した研究者は、岡松参太郎のみではない。実務上の要求により「旧慣」の内実について法的解釈を示す必要があった法院（裁判所）には、台湾の旧慣の研究者もいた。1900 年、覆審法院長の鈴木宗言により、台湾総督を会頭とする「台湾慣習研究会」が発足し、会紙『台湾慣習記事』が発刊された¹⁵。同紙は 1907 年 9 月に台湾総督府法務部による『法院月報』（1911 年 1 月号から『台法月報』と改称）の「慣習」欄に引き継がれ（1919 年まで）、旧慣法学に関する研究の発表の場を提供した。その内容は、全体的に見ると岡松式のヨーロッパ大陸法概念により台湾旧慣を解釈するもので溢れている。1919 年までに『台法月報』に記載された内容はすべてが旧慣研究に関わるものとは限らず、時には台湾植民地に特有の法制に関する探究や日本内地或いは海外の法制を紹介する文章も見られたが¹⁶、全体的にはやはり旧慣法学に関わる論述が多い。このように、台湾人の慣習をめぐる法学知識の構築を日本人が主導したため、この法学知識自体が植民地主義的な意味合いを持つことは免れず、日本の植民地統治に有利な方向への解釈がなされることとなった。

¹⁰ 山根幸夫、前掲注 5、92-93 頁。

¹¹ 福島正夫「岡松参太郎博士の台湾旧慣調査と華北農村慣行調査における末弘巖太郎博士」戒能通厚編『福島正夫著作集第 6 巻 比較法』（東京：勁草書房、1995 年）、408-409 頁。

¹² 福島正夫、同前注、404-405 頁。西英昭『『台湾私法』の成立過程—テキストの層位学的分析を中心に』（福岡：九州大学出版会、2009 年）、4 頁。

¹³ 岡松参太郎「大租権の法律上の性質」（『台湾慣習記事』1 巻 1 号、1901.1）、5-8 頁。呉豪人「岡松参太郎論—殖民地法学者の近代性認識」林山田教授退官論文編集委員会編『戰鬥的法律人：林山田教授退休祝賀論文集』（台北：編集者出版、2004 年）、545 頁。王泰升、前掲注 1、309 頁。

¹⁴ 学者としての岡松は、植民地台湾における旧慣民事立法を通じて、日本の民法典が西欧法制をひたすら模倣するのは不適切であることを指摘しようとした。呉豪人、同前注、546-547 頁を参照。

¹⁵ 曾文亮「全新的旧慣：総督府法院对台湾人家族習慣的改造（1898-1943）」（『台湾史研究』17 巻 1 号、2010.3）、130-131 頁を参照。

¹⁶ 本新聞の 1907 年から 1919 年までの目録は、中島利郎・宋宜静『『台法月報』総目録』（東京：緑蔭書房、1999 年）、23-225 頁を参照。

旧慣法学は公法学の分野にも広がっていった。京都帝国大学の織田萬は1903年より旧慣調査会の囑託となり、1905年には織田が編纂した『清国行政法』が出版された。織田は「本書ヲ編述スルヤ豫メ綱目ヲ設ケテ分担調査シ其獲タル材料ニ就キテ取舍シ務メテ近世公法ノ理論ヲ以テ之ヲ経緯セリ」とし、同書の編成・構成が「近代科学の視点により体系化」されていることを見れば、織田の調査の根底にある認識論の基礎及び方法論は、岡松のそれと異ならない¹⁷。この『清国行政法』の編成は、織田が1910年にヨーロッパ大陸法学に基づき執筆した『行政法講義』の編成に基づいたものである¹⁸。岡松と同様、織田がヨーロッパ大陸法概念で無理に漢族の伝統的官府制度を解釈したのは、日本帝国植民地で法律上旧慣と称される官府制度を、すでにヨーロッパ大陸法概念を採用していた国家法制に導入することを想定していたためであり、これもまた植民地近代性を有する法学といえるだろう。

台湾総督府は高山族先住民に対しては、台湾における植民地統治の実務上、固有の慣習を参酌し（必ずしも依拠するわけではない）統治しようとした¹⁹。そこで、台湾の漢族と漢族化した平埔族の慣習調査を終えた後、高山族先住民の慣習の調査研究に着手し、旧慣調査会より『臨時台湾旧慣調査会第一部蕃族調査報告書』（1913-1921）、『臨時台湾旧慣調査会第一部蕃族慣習調査報告書』（1921-1922）、及び『台湾蕃族慣習研究』（1921）が出版された²⁰。前二者は先住民の言語、風俗習慣、祭典儀式等を調査したもので²¹、人類学的研究色が強い。後者の『台湾蕃族慣習研究』は前二者の調査結果に基づいて法学的視点から解釈したもので、既成の経験と当時の学風に従っており、やはりヨーロッパ大陸法概念を通じて「蕃族」の慣習を説明している²²。しかし日本帝国では、「旧慣」に基づいて高山族先住民の法律事務を扱うことについて国法上の方針は定まっていなかったため、高山族先住民の「旧慣」研究は、法学ではなく、人類学的考察や風俗の調査に偏っている点で一貫していた。こうした対比からも、旧慣法学が政治性を有するものであったことは明らかである。

¹⁷ 織田萬『臨時台湾旧慣調査会第一部報告書 清国行政法』第一巻上（台北：臨時台湾旧慣調査会、1905年）、序言、2頁を参照。同書は1914年改訂時に「先ツ参考ノ書籍其他ノ資料ヲ蒐集類別シ、次ニ近世法理ニ拠リテ予メ研究ノ綱目ヲ次第シ以テ漸ク調査ノ端緒ヲ開キ」と序言を改めた。

¹⁸ 坂野正高「日本人の中国観—織田萬博士の『清国行政法』をめぐって（下）」（『思想』456期、1962年6月）、66-67頁を参照。山根幸夫、前掲注5、96頁。黄丞儀「台湾近代行政法之生成：以「替現」与「揭露」的書寫策略為核心，1885-1901」国立台湾大学法律学系修士論文、2002年、163頁。

¹⁹ 高山族先住民の法律事務は、原則として蕃務警察がその慣習及び統治上考慮すべき要素を参酌して事件ごとに取り扱った。このテーマに関しては、王泰升「日治時期高山族原住民的現代法治初体験：以關於惡行的制裁為中心」（『台大法学論叢』40巻1号、2011.3）、1-98頁を参照。

²⁰ 春山明哲「法学博士・岡松参太郎と台湾」を参照。同著『近代日本と台湾 霧社事件・植民地統治政策の研究』（東京：藤原書店、2008年）、311-312頁所収。

²¹ 鄭政誠、前掲注5、255頁を参照。

²² とりわけ、第一編「蕃族概況」の第六章「法制（総説、刑事慣習、民事慣習）」及び第三編の「親族、家族、家族制、婚姻制」には、近代法概念の影響が見られる。『台湾蕃族慣習研究』の目録について、鄭政誠、前掲注5、267-268頁を参照。

(3)旧慣法学の衰退

旧慣調査会第三部立法部は1909年より1914年まで、旧慣立法路線に従った立法作業に着手し、「旧慣立法」とも称される台湾民商法典の草案を完成させた²³。草案の各条文には日本、ドイツ、フランス、スイス、あるいはイギリスを「参照」と明記されていることから、近代西洋法の規定を模倣したこと、また、植民地台湾法院の判決や特別民法が台湾固有の慣習に対して加えた改造をも踏襲していることがわかる。つまりここにいる「旧慣」とは、清朝末期、ましてや日本統治期当時の台湾人の慣習では決してなく、むしろ近代法の理念が融け込んだ民事法典であると言えよう²⁴。こうした東アジア民族の法律観と近代西洋法制が融合した法典草案は、旧慣法学が十数年をかけて得た結実であり、学術的価値が非常に高いと言ってよい。

しかし、前述したような日本内地とは異なる民商法典を植民地台湾に施行することは、台湾人と日本内地人の法律上の差異を固定化・制度化すると宣言するに等しく、文化とアイデンティティの両面において台湾人を日本人に同化させようとする民族国家構築の政策に反することとなる。このため、日本の中央政府はこれら旧慣立法の制定に反対した。そして1919年、日本帝国により「内地延長主義」植民地統治政策が確立された後は、台湾民商法制の改革は日本の民商法典の直接施行へと向かうこととなった。1922年の勅令第406号及び第407号は、1923年1月1日以降、日本内地の民商法典を台湾に施行すること、ただし台湾人の親族相続は依然として「慣習による」と規定した²⁵。こうして、旧慣法学は台湾においてはポリティカル・コレクトネスと見なされなくなり、わずかに身分法領域においてのみ生き残っていくこととなった。

2 台北帝国大学文政学部政学科における法学知識の構築

(1)法学教育機関としての台北帝国大学文政学部政学科

1923年頃から、植民地台湾における国家実定法の内容は、日本内地の法律と非常に近いものとなった。戦前の日本の法学は、もともと実定法の条文に従う法解釈学を中心としていた。実用上の便宜のため、台湾の法学界もできるだけ日本内地における法学研究の成果を導入する傾向にあり、「内地延長法学」と呼ばれる学風が形成された。たとえば、当時の台湾で、主に司法官僚が支持した『台法月報』掲載の法学論文は、日本内地で施行された法典（台湾に延長施行されたものや律令により援用されたものを含む）及びさまざまな近代法学理論について論じたものが大半を占めており、前述の「慣習」欄は1920年から廃止されていた。そして法学界が「旧慣法学」から「内地延長法学」へ向かった後の1928年、植民地台湾において最初の法学教育機関が設置されることとなる。

1920年代後半期、日本政府は植民地台湾において法学教育機関を設置する必要がある

²³ 以下の9条を含む。「台湾民事令」「台湾親族相続令」「台湾親族相続施行令」「台湾不動産登記令」「台湾競売令」「台湾非訟事件手続令」「台湾人事訴訟手続令」「台湾祭祀公業令案」及び「台湾合股令改正案」。王泰升、前掲注1、316頁を参照。

²⁴ 王泰升『具有歴史思維的法学：結合台湾法社会史与法律論證』（台北：元照、2010年）、176-194頁を参照。

²⁵ その条文及び内容について、王泰升、前掲注4、130、282-283頁を参照。

るとようやく認識するに至った。日本統治前期において、台湾人に近代法学を学ばせなかったのは、台湾人が法学知識を得ることで日本の植民地統治者側が有する国権に反抗することを恐れたからである²⁶。だが、台湾人には子弟に学問を身につけさせる、あるいは子弟を官職に就かせるという伝統があり、日本統治開始から約20年たった1910年代後期には、日本内地で高等教育を受けた名家出身者、あるいは名家の援助を受けた若い台湾人が現れた。彼らの中では医学を学ぶ者が最も多く、法律を学ぶ者はそれに次いだ²⁷。植民地宗主国で個人主義、自由主義思想をもつ近代法学に接した台湾青年たちは、植民地台湾の専制集権政府に対して不満を抱く可能性があり、また一方、中国へ留学した者は中国民族主義の影響を受ける可能性があった。こうした状況の下で台湾総督は、むしろ「内地延長主義」のスローガンのもとに台湾に帝国大学を設立し、台湾人学生を総督が掌握する台湾に残すとともに、在台日本人を植民地官僚として養成するほうがよいと考えた²⁸。

こうして1928年に創立された台北帝国大学には、文政学部の中に「政学科」（以下「台北帝大政学科」と略称する）が設置されることとなった。政学科には10講座が置かれ、そのうち7講座が法律学分野に属するもので、他は政治学が1講座、経済学が2講座であった。戦前日本の「法政一家」という伝統の下での、法律学を中心としながら経済学、政治学をも兼ね備えた法学教育機関であった（詳細は後述）²⁹。しかしその後の展開は、前述した設置当初の思惑と異なった。台湾人学生は依然として日本内地で法科教育を受けることを好んだのである。具体的には、文政学部への進学を希望した台北高等学校の歴代卒業生は、その半数近くが京都帝大へ進学し、次に多かったのが東京帝大、そして3番目が台北帝大であった³⁰。

(2)台北帝大政学科の授業科目構成及び教育内容

台北帝大政学科は台湾に設置されたが、その授業科目は他の帝国大学法科と非常に類似していた。前述した政学科に置かれた10講座のうち、商法講座が1937年以降の開講であったのを除けば、他の9講座は1928年から1930年までの間に次々に開講された。その授業科目を、以下表1にまとめた。

²⁶ 王泰升「台大法学教育与台湾社会（1928-2000）」同『台湾法政の世紀変革』（台北：元照、2005年）、111頁を参照。

²⁷ 呉文星『日治時期台湾的社会領導階層』（台北：五南、2008年）、107頁を参照。

²⁸ 呉密察『台湾近代史研究』（台北：稻郷、1991年）、169頁。

²⁹ 台北帝大は日本の講座制を中心とする学制を採用した。教育と研究という二重の機能を有する「講座」は大学の基本ユニットで、いくつかの講座で「学科」となり、いくつかの学科により「学部」となる。そして、大学は大学院と学部から構成される。1928年、文政学部に文学科、史学科及び政学科が設置され、そのなかでは政学科の規模が比較的大きかった。王泰升、前掲注25、112-113頁。

³⁰ 台北高等学校第1期から第18期（1944年）までの卒業生のうち、大学の文政学部に進学した者については、57名の台湾人（40%）が京都帝大に、37名（26%）が東京帝大に、そして、僅か35名（25%）が台湾に残り、台北帝大に進学した。また、13名（9%）が、内地日本における前掲の両大学以外の大学へ進学した。台北高等学校の日本人卒業生の進学状況も、台湾人とほぼ同じである。徐聖凱「日治時期台北高等学校之研究」（国立台湾師範大学台湾史研究所修士論文、2008年）、182頁を参照。

表 1 台北帝大政学科の授業科目及び関連資料（1928-1943）

科目	必修 選択	教官及び担当期間	教科書あるいは授業テーマ	週の 時間数	履修 学年
憲法	必	井上孚麿（1928-1935）、笈克彦（1930）、 中村哲（1937-1938, 1940-1943）、 園部敏（1939）	中村：伊藤博文『憲法義解』	4	1
行政法総論 （以下の「各論」 と交互に開講）	必	土橋友四郎（1928-1935）、 園部敏（1936-1943）	園部：園部敏『行政法原論』	4 or 5	2.3 or 1.2.3
行政法各論	必	同上	土橋：美濃部達吉『行政法撮要 下巻』	4	2.3
民法総則	必	宮崎孝治郎（1933, 1936, 1939）、 坂義彦（1934, 1937）、菅原春雄（1935, 1938）、西村信雄（?, 1941-1943）、 明石三郎（?, 1943）	宮崎：我妻栄『民法総則』、のち鳩 山秀夫『増訂版 日本民法総則』 坂：齊藤常三郎『民法総則』	6 （前期）	1
民法物権	必	同上	宮崎：我妻栄『物権法』『担保物権 法』 坂：齊藤常三郎『民法物権』	2 or 4 （後期）	1
民法債権総論	必	宮崎孝治郎（1934, 1937）、 坂義彦（1935）、菅原春雄（1936）、 後藤清（1939）	宮崎、坂：勝本正晃『債権法総論 概説』	4 （前 期）	2
民法債権各論	必	菅原春雄（1933, 1936）、 宮崎孝治郎（1934, 1937）、坂義彦 （1935）、後藤清（1939）	菅原：我妻栄『岩波全書民法一』	6 or 4 （後期）	2
商法 （総則、会社）	必 （1939 年から）	烏賀陽然良（1938）、中川正（1939）	不詳	4	1
商法 （商行為、手形法、 小切手法）	必 （1939 年から）	中川正（1938）、烏賀陽然良（1939）	不詳	4	2
商法 （保険、海商）	必 （1939 年から）	烏賀陽然良（1938）、中川正（1939）	烏賀陽：烏賀陽然良『海商法論』	3	3
刑法 （総論、各論）	必	安平政吉（1928-1939）、 植松正（1941-1943）	不詳	4	1
法律哲学	必	杉山茂顕（1929-1936）、 恒藤恭（1937）、中井淳（1938-1943）	杉山：田中耕太郎『法律哲学概論』	2	2
経済学 （経済原理）	必	小山田小七（1928-1930）、 楠井隆三（1929-1943）	楠井：高田保馬『経済原論』	3 （前期 毎週 4 時間、 後期毎 週 2 時 間）	1
財政学	必 （1941 年から）	北山富久二郎（1939）	不詳	4	2.3
政治学	必 （1931 年から）	堀豊彦（1928-1943）	不詳	4	1.2
東洋倫理学概論	必 （1940 年まで）	不詳	不詳	不詳	
国際法	選	立作太郎（1933-1937）、 山下康雄（1940-1943）	不詳	不詳	
民法親族相続	選	坂義彦（1933）、宮崎孝治郎（1935, 1938）、菅原春雄（1937）、草薙晋（1942）	宮崎：穂積重遠『親族法大意』 『相続法大意』	2 or 3 or 4	3
商法	選 （1938 年まで）	田中耕太郎（1931）、 中川正（1933-1938）	中川：田中耕太郎『商法総則概論』 『商行為講義要領』	4	2
民事訴訟法	選	後藤和佐二（1932）、中野峰夫 （1933-1939）、姉齒松平（1940-1941）、 中口卯吉（1942-1943）	中野：兼子一『民事訴訟法講義』	4	2.3
刑事訴訟法	選	安平政吉（1928-1939）、 植松正（1941-1943）	不詳	2	2.3

科目	必修 選択	教官及び担当期間	教科書あるいは授業テーマ	週の 時間数	履修 学年
憲法演習 (憲法講習)	選	井上孚麿 (1933-1935)	「政体法」を中心に	2	
民法演習	選	坂義彦 (1933, 1935)、杉山茂顕 (1934)	坂：田島順『担保物権法』 杉山：P. Vinogradoff, <i>Common Sense in Law.</i>	2	2.3
商法講讀	選	中川正 (1938)	Karl Heinsheirner, <i>Handelsrecht mit Wechsel und Scheckrecht.</i>	2	3
商法演習	選	鳥賀陽然良 (1939)	不詳	2	3
刑法演習	選	安平政吉 (1935, 1937, 1939)	刑法及刑事訴訟法特殊講義用書、 大審院判例集	2	2.3
法律哲学講読 (法律哲学演習)	選	杉山茂顕 (1922-1935)	1933: Morin, <i>Loi et Contract.</i> 1935: Hubert, <i>Science du droit, Sociologie juridique et philosophie du droit.</i> 1936: Harold T. Lasky, <i>Justice and the Law.</i>	2	
経済政策	選	今西庄次郎 (1933-1936, 1939)、 津下剛 (1939)	「農業政策」「工業政策」「商業政策」 「農業政策日本農業論」をテーマと する	2	1.2.3
金融論	選	北山富久二郎 (1933, 1935-1936, 1938)	不詳	2	1.2
経済史	選	北山富久二郎 (1934)、 津下剛 (1938-1939)	北山：「欧州資本主義の成立と其の 発展」	2	1.2
経済学史	選	楠井隆三 (1934, 1936)、 東嘉生 (1938-1939)	楠井：「スミス以下の古典書の系統的 研究」	2	2
社会政策	選	楠井隆三 (1939)	不詳	2	2.3
経済政策特殊講義	選	今西庄次郎 (1936-1938)	「株式取引所の理論的研究」「工業金 融、工業労働問題」をテーマとする	2	2
経済政策演習	選	今西庄次郎 (1939)	工業政策をめぐるもの	2	
金融論演習	選	北山富久二郎 (1934, 1938)	「インフレーション研究」「戦時財政 金融の研究」をテーマとする	2	2.3
政治学史	選	堀豊彦 (1928-1943)	Engelmann, <i>Musterwerke der Staats- philosophie.</i> 「近代政治思想」をテーマとする場 合もあった	2	
政治史	選	秋永肇 (1938)	不詳	2	1.2
政治学演習	選	堀豊彦 (1938)	今中次麿『政治統制論』	2	2.3

出典・説明：王泰升作成。陳昭如・傅家興「政学部一政学科簡介」（『Academia—台北帝国大学
研究通訊』1、1996.4）、23-48頁、附表一～四。教官の名前は主に1933年から1939年までの授
業科目配当表によって確認できるが、他の年代（1928-1932、1940-1943）については、講座リス
ト（1928-1943）により担当教官が確認できない場合は記載しないこととした。また、教官リスト
（1928-1943）から西村信雄と明石三郎が民法を教えたことがわかるが、担当科目が確定できないた
め、表中「？」とした。

必修科目については、法律学の基本科目を中心として、憲法・行政法・民法（親族相
続両編を含まず）・商法（1939年以降）・刑法・法律哲学が含まれ、そのうち民商法が最
も多く、時間数を占めている。経済学の場合、もともと「経済学」のみを必修科目として
いたが、1941年以降「財政学」が加えられることとなった。政治学の場合は、最後まで
「政治学」のみが必修科目であった。「東洋倫理学概論」は、内容が不明であるため分類は
困難である。選択科目については、法律学、経済学と政治学の3つの分野に均等に配分
されたが、科目数では法律学が比較的多く、民法親族相続両編・民事訴訟法・刑事訴訟
法・国際法及び各科目の演習、外書講読等があった。また、憲法・民法・商法・刑法・
法律哲学等は演習が設けられていた。政学科の学生は哲学科・史学科・文学科・理農学
部農学科で開講された科目をも受講でき、実際に学部・学科を超えた履修は頻繁に見ら

れた³¹。

表1に示すように、必修科目ではつねに、戦前の日本における法学の大家による教科書をテキストとしていた。たとえば、美濃部達吉の『行政法撮要』、我妻栄の『民法総則』『物権法』、田中耕太郎の『法律哲学概論』、穂積重遠の『親族法大意』、そして『相続法大意』、兼子一の『民事訴訟法講義』等がある。担当教官が自ら教科書を編纂することもあり、たとえば、園部敏は『行政法原論』を著したが、こうしたケースは多くはない。選択科目である「講読」や「演習」科目には、ドイツ語、英語、フランス語等の原書をテキストとするものもかなり多く、日本の裁判所の判例を素材とすることもあった。当時、台湾の民刑事事件は日本の大審院へ上告できなかったため、台湾で実際に発生した民刑事の法律紛争に関わってくるのは、大審院の判決ではなく、台湾総督府高等法院の判例集であった。しかし、台北帝大でテキストとして選ばれたのは大審院の判例集であった。こうしたことから、これらのテキストを通じて学生に教えようとしたのは、帝国全体が基準とする日本内地の法制、及び近代西洋の法学知識であったことがわかる。

このようなカリキュラムとテキスト編成の下で、必修科目を基礎としながら、将来経済界へ就職しようとする学生は経済学関連科目や民法、商法等の演習の履修が、また政界へ進出しようとする者は政治学関連科目、憲法、法律哲学等の演習、及び国際法の履修が、そして司法界の一員となることを希望する者は親族相続法、民刑事訴訟法及び各法科の演習の履修が可能であった。台北帝大政学科は、この3分野の人材の養成を教育の目標としていた。これは、当時の日本における他の帝国大学の法科教育とほぼ同様のもので、植民地に設立されたことで特別扱いになるということではなかった。

前述の内容は、学生の構成及び要求に応じたものでもあった。台北帝国大学政学科に在籍していた大多数の学生は、台湾以外、すなわち日本内地から来ており、卒業後は必ずしも台湾に残らず、日本帝国の各地とその支配地（例えば満洲国）へ就職する者が多かった。比率上少数であった台湾人学生においても同様で、相当の人数が台湾以外の日本帝国支配圏に赴き、さらなるキャリアアップの機を探った。ゆえに台北帝大政学科は、台湾社会において一定の影響力を持っていたにもかかわらず、医学部の台湾人卒業生のように、台湾内で優勢な社会的地位に就いたわけではなかったのである³²。

(3)台北帝大政学科の法学教官たち

法学教育機関で法学知識を構築する中心は教官である。また、どのような内容の法学が発展したかは、つねに教官の募集方法、民族、性別、学歴経歴、そしてイデオロギー

³¹ 陳昭如「初探台北帝大政学科の法学教育与法学研究」(『Academia—台北帝国大学研究通訊』2、1997.5)、27頁を参照。

³² カリキュラム、学生の背景と就職については、王泰升、前掲注26、150-152、220-222、257-258頁を参照。台北帝国大学政学科の台湾人卒業生35人のうち、就職後の職種から見れば、最も人数の多かったのは会社員(51%)、その次に公務員(26%)、そして「その他」(14%)、教職員(9%)であった。また、台湾において公職に奉ずる台湾人は能力相応の仕事を得られず、収入は同じ職業に就く在日日本人より少なかった。しかし、満洲国や日本の支配下中国の他地域にて就職する場合、このような不公平な状況は大いに改善された。本書所収、鄭麗玲「戦時期台北帝国大学の「学生生活調査」、188頁を参照(国際日本文化研究センター主催「帝国と高等教育—東アジアの文脈から」にて発表。京都、2012年2月10-12日)。

と関連がある。以下、まず教官全員の背景を整理し（表2参照）、解説を加える。

表2 台北帝大政学科法律学教官の背景一覧（1928-1945）

教官	就任年	性別	民族別	学歴	備考
井上學麿	1928	男	内	法学士	
土橋友四郎	1928	男	内	法学士	
安平政吉	1928	男	内	法学士、文学士	
坂義彦	1928	男	内	法学士	
杉山茂顕	1929	男	内	法学士	
菅原春雄	1929	男	内	法学士	
宮崎孝治郎	1929	男	内	法学士	
箕克彦	1930	男	内	法学博士	東京帝国大学教授
田中耕太郎	1931	男	内	法学博士	東京帝国大学教授
後藤和佐二	1932	男	内	法学士	台湾総督府法院判官
立作太郎	1933	男	内	法学博士	国際公法を教授、政治学政治史講座所属 東京帝国大学名誉教授
中野峰夫	1933	男	内	法学士	台湾総督府法院判官
中川正	1933	男	内	法学士	
園部敏	1936	男	内	東京帝国大学法学士、英国・フランス・ドイツ研究	朝鮮総督府京城法学専門学校教授
中村哲	1937	男	内	東京帝国大学法学士	東京帝国大学法学部助手
恒藤恭	1937	男	内	法学博士（1938年）	元京都帝国大学法学部教授、1933年京大瀧川事件によって辞職、後に大阪商科大学専任講師に転任し、1940年同学教授となる
中井淳	1938	男	内	法学士	
後藤清	1939	男	内	法学士	
鳥賀陽然良	1939	男	内	法学博士	京都帝国大学名誉教授
山下康雄	1940	男	内	台北帝国大学法学士	国際公法を教授、政治学政治史講座所属
姉齒松平	1930	男	内	中央大学法律学専門科法学士	台湾総督府高等法院判官
西村信雄	1941	男	内	法学士	
植松正	1941	男	内	文学士、法学士	
中口卯吉	1942	男	内	法学士	台湾総督府高等法院判官
草薙晋	1942	男	内	東京帝国大学法学士	台湾総督府高等法院判官
明石三郎	1943	男	内	法学士	

出典・説明：王泰升作成。表2には、台北帝大政学科で法律学を教授した教官のみを収録し、経済学と政治学の教官は含まない。「内」は「内地人」を示す。陳昭如・傅家興「文政学部一政学科簡介」（『Academia—台北帝国大学研究通訊』1、1996.4）、23-27、38-48頁、附表一、四。興南新聞社『台湾人士鑑』（台北：興南新聞社、1943年）、121、218頁。

台北帝大は、創設準備段階において、日本内地で教官を募集し、文政学部の7名を含む招聘を受けた教官を欧米へ2年間留学させ、研究上または教育上必要な設備と図書を購入を援助した³³。しかし、政学科における法律学の教官がどのようにして招かれたのか

³³ 松本巍著・蒯通林訳『台北帝国大学沿革史』（台北：出版社不詳、1960年）、7頁。

は、未だ明らかではない。一つ確認できるのは、当時の日本における他の帝国大学と同様に、台北帝大政学科においても卒業生の中から優秀な者が選ばれ、大学に残り、教官を務めたということである。例えば、政学科第1期卒業生の秋永肇は、卒業後、政学科に残り副手、助手を経て、1938年に講師となり、1944年九州大学に転じた。第2期卒業生の山下康雄は、卒業後やはり大学に残り副手となり、1937年の徴兵後1940年には大学に戻り講師に任じられ国際法を教えた³⁴。

結果から見ると、台北帝大政学科が存続した17年間、着任した法学教官はすべて内地人（日本人）で、しかも男性であった。第2期卒業生である台湾人の鍾璧輝は、1932年卒業後、副手となり、1940年に同期卒業生の山下康雄が大学に戻り講師に任じられた際に、ようやく助手に昇任したが、わずか2年で辞職した。政学科に所属していた台湾人学生のうち、相当数が大学に残り研究活動を続けようとしていたが³⁵、例えば台湾人の第4期卒業生王燮村（王野高光）、第5期の林徳旺、第6期の陳加溪、第7期の張松標は、いずれも卒業後副手にはなつたが、助手になる機会はまったくなかった³⁶。なぜ多くの台湾人卒業生が大学に残り副手となつたにもかかわらず教官にはなれなかつたのか。日本人卒業生で大学に残る道を選んだ者は少なかったが、望んだ者は全員教官となっている。民族差別による結果を疑わざるをえない。この状況はある意味で結果的に、戦後の台湾において、政学科の台湾人卒業生が例外なく法学教授になれず、台北帝大政学科の法学知識財産を後世に伝えることができなかつたことに繋がるだろう。台北帝大政学科の台湾人卒業生があまり優秀ではなく、また若すぎたという仮定は、1920年代以降、東京帝大または京都帝大の法学科へ進学した台湾青年が少なからずおり、そのなかに故郷に戻り教官になろうと志した者が全くいなかったわけではないという事実と反するだろう。彼らは台湾人にとって不利な台湾の初等・中等教育において、日本人と肩を並べて競争し、その中からさらに東大または京大に進学した台湾人である。彼らが優秀でないとは言えないだろう。しかし実際には、1945年までに台湾人の法科卒業生で台北帝大政学科の教職に任じられた者は一人もいなかったのである。

学歴と経歴から見ると、台北帝大政学科における法学教官のほとんどの最終学歴は法学士であり、しかも東京帝国大学法学部出身者が少なくなかつた。そのうち4名は法学博士号を有し、いずれも東京帝大または京都帝大の元教官あるいは現教官であった。しかし、烏賀陽然良が正式に商法講座を担当したことを除いて、ほかの3名（すなわち筧克彦、田中耕太郎、立作太郎）は、台北帝大で短期の講座を担当したにすぎなかつた。台湾へ赴任する前、日本や朝鮮で教官を務めた人もいたが、園部敏を除くと、いずれも短期講座の教授であった（筧克彦、田中耕太郎、恒藤恭、立作太郎）³⁷。経歴が高名であった者は、つねに専任の教官ではなく短期の講師であったと言えよう。また、台湾法院の

³⁴ 陳昭如、前掲注31、41-43頁。台北帝大は「副手」制度を採用した。副手は職員以外の定員であり、大学卒業後、大学で研究を続ける者のために設けられた制度である。松本巍著・蒯通林訳、同前注、19頁。

³⁵ 台湾人学生の「就職希望調」によると、大多数の人が最も希望する就職先は、順に官庁、大学（副手）、大手会社であった。鄭麗玲「戦時期台北帝国大学の「学生生活調査」」、188頁を参照（国際日本文化研究センター主催「帝国と高等教育—東アジアの文脈から」にて発表。京都、2012年2月10-12日）。

³⁶ 陳昭如、前掲注31、45-49頁。

³⁷ 戦前の日本を代表する12名の法学者に、立作太郎と恒藤恭の名前がある。潮見俊隆・利谷信義編『日本の法学者』（東京：日本評論社、1975年）、169-185、367-381頁を参照。

判官を務めながら兼任教官となったのは、後藤和佐二、中野峰夫、姉齒松平、中口卯吉、及び草薙晋であり、選択科目の民事訴訟法や民法親族相続を担当した。

前述した秋永肇の回想によると、台北帝大は創立間もなく、金融恐慌、そして戦争に直面したが、政学科の教官は自由主義者が多数を占めており、当時濃厚であった右翼軍国主義の思想に対して、かなり中立的だったようだ³⁸。しかし中には、台湾で短期講座を担当した筧克彦のように、「皇国体の憲法思想」を支持し、美濃部達吉の天皇機関説を批判するという反自由主義の学者もいた。

(4)台北帝大政学科に見られる法学の内容

台北帝大政学科における法学教官の学術研究成果は、主に大学の機関誌に掲載された。全学的な出版物である『台北帝国大学記念講演集』には、安平政吉の「殺人の流行と其の対策」、後藤清の「近代所有権論」、中村哲の「憲法と植民地統治法との関係」の3論文が見られる³⁹。また、台北帝大文政学部政学科においては、1934年から1945年までの間に合計9輯の『政学科研究年報』が出版され、56本の論文が掲載された。下記の表3に示すように、法律学講座の教官が執筆した論文は22本であった。政治学講座の教官が執筆した法政哲学または国際公法に関する論文5本は、表3に入れていない。このほか、安平政吉が著した台湾高山族先住民の犯罪と刑罰に関する論文など、ごく少数の論文が台湾司法実務を扱う『台法月報』に掲載された⁴⁰。

表3 法律学講座教官による『政学科研究年報』掲載論文一覧（1934-1945）

輯別	篇別	論文名	著者
第一輯	法律篇	国家の理念と刑法	安平政吉
		私法法源としての慣習法と判例法	宮崎孝治郎
		法と語言（学説史の一断面）	杉山茂顯
第三輯	法律政治篇	法現象進化の基底	宮崎孝治郎
		祭祀公業の基本問題	坂義彦
第四輯	法律政治篇	船舶「モルゲージ」について	中川正
第五輯	法律政治篇	債権法序論	菅原春雄
		債権関係の構成	菅原春雄
		契約と条約との関係に就ての二三の考察	宮崎孝治郎
		刑法に於ける人格主義の責任理論	安平政吉
		営造物権（Anstaltsgewalt）について—公法上の特別権力関係の一考察	園部敏
第六輯	法律政治篇	有価証券の觀念に就て	烏賀陽然良
		株式会社共同体論—ナチス株式法の基礎理論	中川正
		韓非子を読む—刑治主義か徳化主義か	鍾璧輝

³⁸ 陳昭和、前掲注31、33頁。

³⁹ 国立中央図書館台湾分館編『国立中央図書館台湾分館日本文台湾資料目録』（台北：編者刊行、1980年）、2-3頁を参照。

⁴⁰ 安平政吉「台湾高砂族の犯罪と刑罰（一）～（五）」（『台法月報』34巻2号、1940.2）、1-21頁、（同誌34巻3号、1940.3）、4-29頁、（同誌34巻4号、1940.4）、3-18頁、（同誌34巻6号、1940.6）、1-24頁、（同誌34巻7号、1940.7）、1-19頁。

輯別	篇別	論文名	著者
第七輯	公法篇	フランスに於ける新自然法論	中井淳
		六三問題	中村哲
第八輯	私法篇	生態支那家族と其の族産制	宮崎孝治郎
		保証の特殊性と継続的保証の概念	西村信雄
		転換社債発行のためにする条件附資本増加	中川正
第九輯	公法政治篇	行政規則について	園部敏
		ゲルマンの国家観念—国家観念発達史（一）	中村哲
		刑法に於ける道義性の要求	植松正

出典：第一から第七輯については、陳昭如・傅家興「文政学部—政学科簡介」（『Academia—台北帝国大学研究通訊』1、1996.4）、69-71頁の内容を少々修正の上、引用。第八・九輯は、東京大学図書館が所蔵する同誌をもとに松平徳仁氏より情報提供を受けた。各著者の「所属講座」については、陳昭如・傅家興「文政学部—政学科簡介」、23-27頁を参照。

上記の諸論文から見ると、台北帝大政学科の法学教官は近代法制と連関する各種の法学理論の紹介や探究に重点を置いて研究していたことがわかる。これらは、前掲したカリキュラムと学生の要求に応えるためだったことを明らかに示している。すなわち、これらの法学教官は植民地台湾の民衆のためではなく、たまたま台湾に置かれた帝国大学のために近代性を有する法学知識を構築したということである。安平政吉の高山族先住民の犯罪と刑罰に関する論文⁴¹、坂義彦が執筆した「祭祀公業の基本問題」、中村哲が執筆した「憲法と植民地統治法との関係」と「六三問題」等のほんのわずかの法学論文だけが、植民地台湾における特有の問題を研究しているものである。そして、台北帝大政学科の法学教官が私法研究会、国法研究会、台北比較法学会、法学読書会、政学科研究会で報告したテーマにも、同様の傾向が見られる⁴²。また、園部敏が1943年に台湾で出版した行政法教科書の書名は『行政法概論—特に台湾行政法規を顧慮して』であるが⁴³、これなどからも台北帝大の教官の法学研究方向が見て取れる。つまり、日本の法律及び関連の（ドイツ等）法学理論を中心とし、植民地台湾に存在する日本と異なる少数の法制は付帯的に論じられるだけというものである。

アカデミーにおける法学研究者は、もともと実務家のように国家実定法による制限を受けていないため、人類社会における法的現象を探究することで、さまざまな法学知識を創出することができる。およそ1920年代以降、日本内地には裁判所の具体的な判決例を分析対象とすることを重視し、その後経験科学方法論をもって法社会の現象を検視する末弘法学が存在していた⁴⁴。台北帝大政学科が教育上、裁判所の判決例を相当重視していたという分析も、この学派に属していたからだと思われる。末弘法学の提唱者末弘巖太郎は第二次世界大戦中、日本の国家政策に合わせ、中国民衆の社会生活における

⁴¹ 台北帝大農学科の教官であった増田福太郎は、フィールドワークに基づき高山族先住民固有の法規範を記した。増田福太郎『未開社会における法の成立』（京都：三和書房、1964年）を参照。

⁴² 陳昭如・傅家興「文政学部—政学科簡介」（『Academia—台北帝国大学研究通訊』1、1996.4）、64-68頁。

⁴³ 園部敏『行政法概論—特に台湾行政法規を顧慮して』（台北：台湾出版文化、1943年）。

⁴⁴ 山中永之佑等著、堯嘉寧等訳『新日本近代法論』（台北：五南、2008年）、382頁、及び潮見俊隆・利谷信義編、前掲注37、358-359頁を参照。

法的慣行を理解するための「華北農村慣行調査」を実施した⁴⁵。台北帝大政学科の教師たちが末弘法学の研究を活かし、法的慣行と民衆の社会生活との関係性を求めようとすれば、そのすぐ手元に岡松参太郎などの日本法学者が台湾民衆についてまとめた高い学術価値を持つ旧慣法学の論述があったはずだ。しかし末弘法学に基づいて、日本統治期前期の旧慣法学を継承し、法と習慣／社会の関係を解釈しようとした台北帝大政学科の法学教師は、ひとりもいなかった。教師全員が日本人であり、自らの文化ではない台湾人の「旧慣」に対する関心が薄く、「法的慣行」と国法の衝突によって生じた一般の台湾人や高砂族原住民の窮境を実感するのは難しかった。ごく少数だが植民地台湾の「旧慣」の研究を行う人もいたが、その出発点はつねに残存していた司法や統治上の要求に応えるためであった⁴⁶。このため、台北帝大政学科は台湾の特色ある旧慣法学を継承することなく、日本帝国、東アジア社会、ひいては世界の法学界に独自の位置を占めうる研究を発展させる機会を失うこととなった。これは同学医学部が、日本統治初期に行った台湾現地色の濃い疫病研究を継続したのみならず、台湾人教師杜聡明がアヘン、蛇毒や漢方医学など台湾本土に関する研究を行い、国際学界で高く評価された状況⁴⁷とはかなり異なる。

台北帝大政学科が、現地の社会における法律上の正義を維持する力になることは困難であった。1920年代頃から、日本内地で法学教育を受けた台湾人が、台湾の主体性を意識したうえで、西洋に由来する近代法学に基づき、台湾人の利益となる法的論述を提起した。なかでも優秀だったのは、植民地憲政体制に対して深い洞察を行った林呈禄⁴⁸、人権派弁護士の鄭松筠と蔡式穀である⁴⁹。ところが、政学科の法学教官であった日本人教官が彼ら「台湾人法学」を提起した者たちと接したり交流したりすることは全くなかった。こうしたことから、台北帝大政学科で築き上げられたのは、ある種、被支配者の声のない近代法学の衣をまとった法学に過ぎなかったと思われる。このような背景を持っているだけに、1945年に日本の統治が幕を下ろしたことで、台北帝大の法学知識人たちも彼らの台湾での活躍を終えることになった。その後1990年代に至り、台湾を主体とする法学研究と歴史構築が島内で立ち上がり、前述した安平政吉、坂義彦及び中村哲など少数の台湾と関係ある台北帝大法学知識人が、ようやく島内学者の視野に登場するようになるのである。

⁴⁵ 潮見俊隆・利谷信義編、前掲注37、358-359頁を参照。

⁴⁶ たとえば、司法官僚でありながら台北帝大教官も兼任した姉齒松平が著した台湾人に関する親族相続法の研究や、安平政吉が探究した高山族先住民の犯罪と刑罰に関するもの。姉齒松平に関しては、王泰升、前掲注23、233-238頁を参照。

⁴⁷ 歐素瑛「台北帝国大学と台湾学研究」、33-35頁を参照（国際日本文化研究センター主催「帝国と高等教育—東アジアの文脈から」にて発表。京都、2012年2月10-12日）。

⁴⁸ 林呈禄の生涯及び思想については、王泰升「「鬱卒」的第一代台湾法律人：林呈禄」同『台湾法的世紀変革』所収（台北：元照、2005年）、71-101頁を参照。

⁴⁹ 王泰升「台湾社会中律師的角色：鬥士乎？生意人乎？」（『台湾法学雑誌』186期、2011.10）を参照。

結 論

植民地台湾では、日本統治前期において現地の特徴を示す旧慣法学が発展した。岡松参太郎などの日本の学者は、近代法学の概念により台湾人の「旧慣」を解釈し、当時の日本の学界において相当高い学術的評価を得た。こうした台湾人の慣習をめぐる法学知識の構築は、植民地近代性の色彩を帯びている。その根本的主旨は、植民地統治当局に行政、司法ないし立法上の参考を提供することにある。そのため、植民地政策が「内地延長」へと方向を変えた後、旧慣法学は日の目を見ることがなくなり、日本内地における法学的研究成果を導入する「内地延長法学」に取って代わられることとなった。ちょうどその頃、台北帝大が植民地台湾に創設された。

台北帝大政学科のカリキュラムとテキストに、帝国全体の基準となる母国の法制と法学論著が採用されていることから見てわかるように、台北帝大は帝国日本の一つの大学だった。植民地台湾にありながら、植民地特有の法制に関心を示さず、また日本の学者が構築した旧慣法学をも軽視した。また、植民地支配を受ける人々の大学でもなかったため、台湾に置かれた法学教育機関であったにもかかわらず、台湾人が法学教官に任じられることも全くなく、近代法学知識を構築する際に植民地支配を受ける民族の意見が取り入れられることはなかった。したがって、台北帝大政学科で構築された法学知識は、最後まで植民地近代性の大きな枠組みから抜け出せなかったのである。

(原文：中国語、日本語訳：陳宛妤)